

町田市住民税非課税世帯給付金(3万円)・ 子ども加算給付金(2万円)のご案内

DV(ドメスティック・バイオレンス)等避難中※¹でも受給できる場合があります。

住民税非課税世帯を支援する給付金です。

- DV等で住所地※²以外に避難中の方も、この給付金をご自身が受給できる可能性があります。
- 世帯主がすでに給付金を受け取っている場合でも、一定の要件(DV保護命令等と収入要件)を満たせば受給することができます。
- 給付金を受給するには**申請が必要です**。

※1 「DV等避難中」とは、**ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待**やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外の場所にお住まいの場合をいいます。

※2 「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

給付金の額

①住民税非課税世帯給付金(3万円)	1世帯あたり	3万円
②子ども加算給付金(2万円)	子ども 1人あたり	2万円

支給対象となる世帯

①住民税非課税世帯給付金(3万円)

2024年12月13日(基準日)に町田市に住んでいる世帯で世帯全員が2024年度において住民税が課せられていない(住民税非課税)世帯。

※世帯全員が課税者に扶養されている場合、受給できません。(裏面のQAを参照してください。)

※2024年度の住民税の申告をされていない方が含まれている場合、受給できません。

申請される場合は2024年度の住民税の申告を行った後にご申請ください。

②子ども加算給付金(2万円)

上記①の支給対象世帯で、2024年12月13日(基準日)に18歳以下の子どもを扶養している世帯。

【対象となる子ども】2006年4月2日以降に生まれた子ども

※基準日から申請期限までに新たに生まれた子どもも対象です。

※2024年12月13日時点で施設に入所している子どもは対象外です。

申請期限

2025年5月31日(土) 消印有効

お問い合わせ

町田市物価高騰対策給付金コールセンター

042-508-3416

受付時間 平日(土日祝日除く) 午前8時30分 から 午後5時まで
2025年2月1日から28日までは土日祝日も受付しています。

裏面もご覧ください。

Q

住民票がある世帯で、世帯主(配偶者)が給付金を受領しました。
私は給付金を受給できませんか？

A

住民票がある世帯の世帯主が給付金を受給済であっても、
ご自身が要件(収入要件、DV等避難中であることの証明)を満たせば、
給付金を受給できます。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例(児童手当準拠)

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置(閲覧制限等)の決定通知書
- 配偶者に対する児童への接近禁止命令を確認できる書面 等

Q

配偶者からDVを受け避難しています。
配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A

配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を
立てているものとみなし、ご自身の収入が住民税非課税または均等割
のみ課税世帯相当である場合には受給できます。

Q

現在の住まいで受給するには、どうすればよいですか？

A

町田市物価高騰対策給付金コールセンターへご連絡ください。
手続き方法のご案内・申請書類の送付をいたします。

給付金を装った「特殊詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

国や市の職員を名乗る 不審な電話や郵便があった場合は、
最寄りの警察署 または 警察相談専用電話 #9110にご連絡ください。